

知識集約型社会を支える人材育成事業 事後評価要項

令和7年2月28日

知識集約型社会を支える人材育成事業委員会決定

1. 目的

「知識集約型社会を支える人材育成事業」（以下「本事業」という。）に採択された大学（以下「大学」という。）の取組について、取組実績や成果、目標の達成状況等について評価を行い、その結果を各大学に示し適切な助言を行うとともに社会に公表することにより、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成の実現に資することを目的とする。

2. 対象、時期

採択された各大学の取組について、令和7年度に事後評価を実施する。

3. 体制、方法

1) 体制

知識集約型社会を支える人材育成事業委員会（以下「委員会」という。）において実施する。なお、委員会の判断により、プログラムオフィサー（以下「PO」という。）又は有識者（以下「PO等」という。）から意見等を聴取することができる。

2) 方法

①事後評価については、次の評価資料等に基づき、「4. 事後評価項目」に示す観点により、書面評価を行う。

○大学が作成する評価資料

- ・事後評価調書（様式1～5）
- ・別添資料

○採択時に付された留意事項

○中間評価結果（メニューⅠ・Ⅱのみ）

○委員フォローアップ報告書（メニューⅢのみ：令和3年度・令和6年度）

○現地視察報告書（メニューⅠ・Ⅱ：令和3年度・令和5年度・令和6年度、メニューⅢ：令和5年度）

②以下資料についても評価の参考として活用する。

○申請時の計画調書

○実施状況報告書（メニューⅠ・Ⅱ：令和2年度・令和4年度・令和5年度、メニューⅢ：令和3年度・令和4年度・令和5年度）

○中間評価調書（メニューⅠ・Ⅱのみ）

③書面評価は、「４．事後評価項目」に示す評価項目毎に以下５段階の区分により行う。

区分	評価
S	優れている
A	妥当である
B	やや不十分である
C	不十分である
D	極めて不十分である

④書面評価の結果を踏まえ、必要に応じて面接評価又は現地調査を行う場合がある。

面接評価は書面評価の結果、不明瞭な事項があり、大学に直接聴取する必要がある場合に実施する。現地調査は書面評価の結果、不明瞭な事項等があり、面接評価では確認が困難で、現地で確認が必要と判断した場合に実施する。

⑤書面評価の結果、必要に応じて行う面接評価又は現地調査の結果を総合的に勘案し、評価結果（案）を作成する。評価結果（案）は、総括評価（以下参照）及び総括評価に関するコメントで構成する。評価結果（案）は事前に大学へ提示し、意見申立てや語句の誤り及び事実誤認等正確性を欠くものがないかどうかを確認する機会を設ける。申立て等があった場合は委員会にてその内容を審議、必要に応じて評価結果（案）に修正を加えた上で、最終的な評価結果を決定する。

・総括評価

区分	評価
S	計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。
A	計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。
B	概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。
C	計画に沿った取組が行われておらず、十分な成果が得られていると言えないことから、本事業の目的を達成できなかったと評価する。

⑥その他、評価の実施に必要な事項は委員会において決定する。

4. 事後評価項目

評価項目及び各評価項目のウェイトは以下の通りとする。

(1) 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置づけ及び教育改革の実施基盤 (25%)

①本事業の取組は、当該大学における大学全体の改革の一環として寄与したか。

【教育改革の進捗】

②学内の組織的な実施体制が整備されていたか（学長を中心とした体制の整備、FD・SDの実施体制の整備、学内への周知徹底を含む。）。【学内の実施体制】

③客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の改善や見直しを行う PDCA サイクルが構築されていたか。また当該 PDCA サイクルが適切に機能していたか。【適切な評価の実施と PDCA サイクル】

④経費の執行内容及び規模は適切か。【経費執行の適切性】

(2) 事業計画の達成状況 (35%)

①公募要領等で示した評価項目（メニューⅠ・Ⅱは別紙1、メニューⅢは別紙2）に則して、取組は達成したか。【取組に対する達成状況】

②事業計画にて掲げた目標は達成されたか。【目標に対する達成度】

(3) 事業の継続性 (15%)

①学内体制、専門人材の配置や学外との連携体制、FD・SDの実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施される見通しがあるか。【体制的な事業計画の継続性】

②資金計画の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施される見通しがあるか。【資金的な事業計画の継続性】

(4) 事業成果の先進性と普及 (10%)

①事業成果は、当該大学のみならず、我が国の高等教育全体にとっても先進性を有するものであるか。【先進性】

②事業成果は、費用対効果を勘案し、我が国の高等教育全体にとって有意義なものであるか。【費用対効果】

③先駆的なモデルとして、取組を他大学などに波及させているか。また、今後その見通しがあるか。【波及効果】

(5) 採択時に付された留意事項、委員フォローアップ報告書及び現地視察報告書に付された課題・意見への対応（メニューⅠ・Ⅱについては、中間評価結果に付された留意事項への対応を含む） (15%)

①採択時に付された留意事項への対応を適切に行っているか。【採択時に付された留意事項への対応】

②委員フォローアップ報告書及び現地視察報告書において付された課題・意見への対応を適切に行っているか。【各報告書への対応】

③中間評価結果において付された留意事項への対応を適切に行っているか。【中間評価結果への対応】（メニューⅠ・Ⅱのみ）

5. その他

1) 開示・公開

(1) 委員会の審議内容等の取扱いについて

評価に係る審議は原則非公開とする。

(2) 評価結果の公表等について

評価結果は文部科学省へ報告するとともに、各大学から提出された事後評価調書のうち基本情報と併せて公表する。

2) 利害関係者の排除

大学に利害関係のある委員は、当該大学の評価を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員が役員あるいは専任または兼任として在職、又は3年以内に在職していた大学に関するもの
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断されるもの

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに事務局に申し出るとともに、当該大学についての評価を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3) 情報の管理、守秘義務、事後評価調書等の使途制限

(1) 委員及びPO等には守秘義務が課されているため、評価の過程で知り得た個人情報及び大学の評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。評価に係る調書には個人情報が含まれるものもあるため、外部に漏らすことは個人情報保護法違反に直結することに留意すること(評価の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、個人情報も含めそれが当該評価に関係していることを伏せること。))。

(2) 委員及びPO等として取得した情報(「事後評価調書」等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 個人情報や機密情報を含む情報の漏洩リスクがあるため、「事後評価調書」等各種資料の内容を、生成AIに入力しないこと。

(4) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

(5) 委員の氏名等は評価結果等の決定後に公表すること、またPOの氏名等は日本学術振興会理事長による任命後に公表することとしているため、自身を含め委員及びPOの氏名等は他に漏らさないこと。

以 上

4. (2) ①の評価項目について

「知識集約型社会を支える人材育成事業 事後評価要項」でのメニューⅠ・Ⅱにおける4. (2) ①の評価項目については、以下のとおりとする。

※斜体点線部分は例示

① 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- 本事業で構築した教育プログラム（以下「本事業プログラム」という。）における「卒業認定・学位授与の方針」は、大学の強みや特色を生かしつつ、「何を学び、身に付けることができるのか」が具体的に明らかなものになっていたか。
- 学内のアセスメントプラン等に従い、学修成果や教育成果を、定量的または定性的な根拠に基づき評価することができるものとなっていたか。

② 授業科目・教育課程の編成・実施

- 本事業プログラムの「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための授業科目・教育課程の編成・実施に当たり、学部長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整え組織的に行われるものとなっていたか。
- 本事業プログラムの「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための教育課程の編成に当たり、個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容の検証が適切に行われていたか。その際、例えば以下のような取組が行われていたか。
 - ・ 「カリキュラムマップ」、「カリキュラムツリー」や「履修モデル」等の作成など等を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類すること。
 - ・ 「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各授業科目相互の関係や、学位取得に至るまでの履修順序や履修要件を検証すること。
- 本事業プログラムにおいて、シラバスに記載すべき項目が適切に設定されるとともに、シラバスの記載や「卒業認定・学位授与の方針」と各授業科目の到達目標の関係について、大学として責任をもって検証を行ったか。

<メニューⅠ>

- 本事業プログラムとして、明確な人材養成目的が設定された上で、複数のディシプリン（学問の知識体系）や、あるいはそれぞれの基盤となる原理や思考のフレームワーク（以下、単に「ディシプリン」という。）を身につけることが確実に求められる授業科目や教育課程が編成され、履修要件や履修指導等により、それが担保されるものとなっていたか。その際、以下の取組が十分行われていたか。
 - ・ 複数のディシプリンで身につけた内容を統合し、実社会に適用することができる能力を培う学びのプロセスと集大成が準備されること。
 - ・ 各カリキュラムが主専攻・副専攻それぞれに相応しい求められる水準のディシプリンを身につけさせる上で、十分な量と質、順次性を有すること。
 - ・ 週複数回授業の実施等、密度の高い学修を担保するものになること。その際、必要に応じて学事暦の見直しを含めた検討が行われること。
- 本事業プログラムにおいて、一般教育・共通教育科目と専門教育科目の関係性についての考え方が整理され、学修目標の達成に向けた適切な役割分担が行われていたか。
- その他、本事業プログラムにおいて、学生の学びの幅を広げるための仕組み（例えば、入試の太括り化や、入学後の柔軟な転学部等）が構築されていたか（レイトスペシャライゼーションを取り入れた構想の場合）。

<メニューⅡ>

- 高校教育から大学院教育まで連携し、学生の高い能力をさらに伸ばせるような高度かつ一貫した教育プログラムが構築されていたか。その際、例えば以下のような取組が十分行われていたか。
 - ・ 飛び入学制度、早期卒業制度等の活用
 - ・ 高度な教育内容の提供、分野の連続性に配慮しつつ早期履修を可能とするカリキュラム（高校段階における大学の科目の履修や学士課程における修士課程の科目の履修等） 等
- 特定の分野で特に優れた資質を有する学生の関心を広げ、研究分野との融合を図るための科目の提供や、きめ細やかな指導を実現するための体制が確保されていたか。その際、例えば以下のような取組が十分行われていたか。
 - ・ 一年早く入学した学生と同じ単なる「早期教育」ではなく、大学カリキュラム自体の質を高めることや、学部・研究科間を越えた科目の履修を可能とする等、カリキュラムの厚みや広がりを増す工夫
 - ・ 学部・研究科間を越えた連携、飛び入学プログラムに専従する教員、TAやメンターの配置 等
- 「出る杭を引き出す」教育に関する社会と大学との相互理解・共通認識による強固なインタラクションのもと実施されていたか。その際、例えば以下のような取組が十分行われていたか。
 - ・ 「飛び入学」実施大学間の連携
 - ・ 「飛び入学」に関する受験生本人、保護者、高等学校教員、企業等の意識改革
 - ・ 社会のニーズを受けた人材像の設定 等

③ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- 本事業プログラムにおける各授業科目の達成目標について、例えば、ルーブリック等を用いてその具体的な達成水準を事前に明らかにするなど、厳格な成績評価の実施や学生の学修意欲の向上が図られる仕組みが構築されていたか。
- 本事業プログラムにおける「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするために、エビデンスとしてどのような情報を収集するかを具体的に決定し、当該決定に基づき収集した様々な情報を組み合わせ、プログラムの学修成果・教育成果の可視化が行われていたか。
- 本事業プログラムにおいて、例えば、学修目標を明らかにするための情報や学生の学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集し、多様な組み合わせを包括的に示し、大学のみならず一人一人の学生が様々な形でエビデンスとして活用できるようにするための学修ポートフォリオの利用や、学生の同意のもとで就職先等の社会に向けて提供していくなど、学修成果について社会との接続の強化に向けた取組が行われていたか。

④ 学修成果や教育成果、教育の質に関する情報の公表

- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための本事業プログラムにおける学修成果・教育成果に関する情報と、それらを保証する条件に係る情報等について、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えたうえで収集し、積極的に公表していたか。

4. (2) ①の評価項目について

「知識集約型社会を支える人材育成事業 事後評価要項」でのメニューⅢにおける4. (2) ①の評価項目については、以下のとおりとする。

※斜体点線部分は例示

① 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- 学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能するように、「卒業認定・学位授与の方針」が設定されていたか。
- 学内のアセスメントプラン等に従い、学修成果や教育成果を、定量的または定性的な根拠に基づき評価することができるものとなっていたか。

② 授業科目・教育課程の編成・実施

- 学位プログラムレベルで、四学期制を導入し、授業科目が1学期間で完結するようなカリキュラムとなっていたか。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための授業科目・教育課程の編成・実施に当たり、学部長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整え組織的に行われるものとなっていたか。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための教育課程の編成に当たり、個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容の検証が適切に行われるものとなっていたか。また、「卒業認定・学位授与の方針」と照らし、真に必要な授業科目を精選することができていたか。
- 密度の濃い学修を実践するために、授業科目の単位数を2単位にとどめることなく、知識・技能を一定のレベルで確実に習得するために必要な単位数と学修時間の確保がなされていたか。
- 各学期に配置する授業科目が相互に関連性を持つものになるよう、カリキュラムを編成していたか。
- 特定の学期において、社会のニーズを踏まえた現代的課題をテーマにした学修を実施するものとなっていたか。

③ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- 各授業科目の達成目標について、例えば、ループリック等を用いてその具体的な達成水準を事前に明らかにするなど、厳格な成績評価の実施や学生の学修意欲の向上が図られる仕組みが構築されるものとなっていたか。

- 成績評価を通じて、各授業科目の達成目標を達成できるような工夫がなされていたか。
- 学修成果、教育成果のそれぞれについて、どのような情報をエビデンスとして取り扱い、どう組み合わせるのが明確になっていたか。

④ 学修成果や教育成果、教育の質に関する情報の公表

- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための本事業プログラムにおける学修成果・教育成果に関する情報と、それらを保証する条件に係る情報等について、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えたうえで収集し、積極的に公表していたか。